



海外ニュース



アメリカ

(文 / 安藤 佳子)

子どもの「水の事故」を防ぐには

本格的な夏を目前に、CPSC（アメリカ消費者製品安全委員会）では水難事故防止月間である5月、「プールおよびスパにおける水の事故の推定件数年次報告書2013」を発表した。それによると、アメリカ全土における溺死事故は年平均で390件、溺水による緊急搬送は年平均で5,100件発生したという。また、溺死の76%および溺水による緊急搬送の78%が、5歳以下の乳幼児であった*。

事故発生場所は、家庭のいわゆる「裏庭プール (backyard pool)」がもっとも多く、5歳以下の溺死の85%、15歳以下の溺死の73%および溺水障害の50%を占めた。溺死事故はサイレントキラーとも呼ばれ、わずか5分前に保護者が近くで子どもの元気な姿を確認していたにもかかわらず、事故は突然起きる。CDC（アメリカ疾病管理予防センター）に

【CPSCホームページ】

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2013/Pool-Safely-Call-to-Action/>

【アメリカ赤十字社ホームページ】

<http://www.redcross.org/news/event/May-is-National-Water-Safety-Month>

【アメリカ水泳連盟ホームページ】

<http://usaswimming.org/DesktopDefault.aspx?TabId=2092> ほか

よると、アフリカ系アメリカ人児童生徒（5～19歳）の溺水事故件数は白人やヒスパニック系の約6倍といい、また、アメリカ水泳連盟のデータではアフリカ系アメリカ人児童の70%およびヒスパニック系児童の62%が泳げないという。CPSCのテネンバウム委員長は、すべての子どもに泳ぎを教える必要性などについて述べ、「プールセイフティ・キャンペーン」を推進している。またアメリカ赤十字社でも、泳ぎ方の習得が子どもの命を救うとして、水泳教室を開催するほか、アメリカ水泳連盟でも「命を守りチャンピオンを育てよう」をモットーに、アメリカで初めて黒人水泳選手としてオリンピックメダリストとなったカレン・ジョーンズを起用し、水泳教室ツアーを実施している。

* 溺死は2008～2010年、溺水は2010～2012年の平均値。



イギリス

(文 / 安藤 佳子)

夏到来！食中毒を避けるために

『Which?』（イギリス消費者協会）の調査では、過去2年間に1700万人もの人が、外食によると思われる食中毒被害にあったという。特に夏は食べ物が傷みややすい。そんななかFSA（イギリス食品基準局）では、食中毒被害の減少を目的とした「食品衛生評価スキーム」を実施している。これは、外食産業の調理施設の衛生管理状態を法基準に従って立ち入り検査し、0～5点の6段階で評価するもので、外食産業における衛生基準確立のみならず、消費者が外食店や食料店を選ぶ際の目安にもなる。検査内容は「衛生（手洗い、生鮮食品の管理）」「設備（清掃、下水、照明、換気）」「信頼性（衛生に関する認識、記録保存、従業員指導）」で、これらを総合的に評価し、3点が「おおむね満足」という評価にあたる。

『Which?』が発表したイングランド、ウェールズ、

【Which? ホームページ】

<http://www.which.co.uk/news/2013/05/which-reveals-food-hygiene-lottery-319102/>

【FSAホームページ】

<http://food.gov.uk/policy-advice/hygieneratings/#.UabDYI9A2So> ほか

北アイルランドにおけるこの評価スキームの分析結果（2011年以降のデータに基づく）によれば、有名レストランチェーン店や学校、病院などは比較的高スコアである一方、コンビニや屋台、テイクアウト店は3点以下が多かった。同誌アンケートに答えた読者会員の95%がFSAの評価結果は店頭表示すべきと答えているが、これについては地域間格差も大きい。ウェールズでは既に店頭表示が義務化され、スコットランドと北アイルランドでは義務化に向けた動きがあるが、イングランドでは表示の義務はない。『Which?』では、全国一律の評価スキームの導入と表示の義務化を求めている。

また、2013年6月のFSAの食品安全週間の際には「家庭の台所の安全」をテーマに、台所における衛生習慣の改善を呼びかけた。



ドイツ

(文 / 岸 葉子)

【商品テスト財団「テスト」2013年5月号】

<http://www.test.de/Haarfarben-Auch-guenstiges-Dunkelbraun-ist-gut-4533537-0/>

【エコ・テスト出版「エコ・テスト」2012年11月号】

<http://www.oekotest.de/cgi/index.cgi?artnr=101064&bernr=10&gartnr=1&suche=HAARFARBE>

視点が対照的な2誌の「ヘアカラー剤テスト」

ドイツでは自分で髪を染める女性が多い。好まれる色はダークブラウンだという。そこで、商品テスト財団では、染まり具合や色の持続性を中心に、ダークブラウン系の白髪用永久染毛剤*1 9商品について比較テストを行い、『テスト』誌に結果を掲載した。

同誌では、美容師が女性被験者（1商品につき20名、計180名）の髪を実際に染め、表示どおりの色に染まるか、白髪をカバーできるかなどを調べた。また、被験者には2日に1度洗髪してもらい、4週間後に色落ちしていないかなども調べた。

その結果、表示より暗めの色に染まった商品、紫外線でやや退色した商品はあったものの、おおむね良好なカラーリング効果だったという。ただ、ムースタイプの商品の中には、表示どおりに容器を振っても染毛剤が均一にならず、使い勝手が悪いものも

あったとのことである。

一方『エコ・テスト』誌でも、永久染毛剤23商品のテスト結果を掲載したが、こちらのテストでは全商品が不合格とされた。その理由は、アレルギー誘発の可能性がある芳香族アミンに分類されるp-フェニレンジアミン (PPT)*2や、CMR物質 (C：発がん性、M：変異原性、R：生殖毒性の頭文字をさす) などを含んでいることにある。また、植物成分配合をうたう商品も、有害化学物質を多用していたとのことである。

*1 日本の薬事法では、ヘアカラー剤は一般的に永久染毛剤と呼ばれる「染毛剤 (医薬部外品。ヘアカラー・ヘアダイ・白髪染めなど)」と「染毛料 (化粧品。ヘアマニキュアなど)」に分類される。医薬部外品は染毛力には優れているが髪へのダメージが強く、体質などによっては、有効成分の酸化染料がかぶれの原因にもなるため「使用前に毎回必ず皮膚アレルギー試験 (パッチテスト) を実施する必要がある」という内容の注意表示がある。

*2 ウェブ版『国民生活』2012年7月号海外ニュース参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201207_02.pdf



EU (欧州連合)

(文 / 岸 葉子)

【欧州連合ホームページ】

http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_information/132048_en.htm

【欧州委員会ホームページ】

http://ec.europa.eu/consumers/ecc/index_en.htm

EU域内の消費者トラブルに対応

共通の市場を形成し、国同士の距離も近いEU域内では、他国に出向いての買い物も簡単である。ところが、購入した商品やサービスに問題があった場合、言葉や商取引の慣習の違いなどから、消費者による自力解決が困難なことがある。

そこで、EU加盟国とアイスランド、ノルウェーの計29カ国に設置されている欧州消費者センターでは、越境取引などに関する相談を無料で受け付けている*1。消費者が自国のセンターに母国語で相談すると、必要に応じて相談員が他国のセンターに連絡を取り、問題解決を手伝うというしくみである。

その上部機関はECC-Net (ヨーロッパ消費者センター・ネットワーク) で、2つの消費者保護組織が合併して2005年に発足した。センター運営に必要な資金は、欧州委員会と各国が共同出資しており、

センターの法的性格は国によって異なる。

このうち、「2つの国に1つの住所」というキャッチフレーズで運営するドイツとフランスのセンターは独特である*2。ドイツ南西部のケール (ライン川を挟んだ対岸にはフランスの都市ストラスブールがある) に設置されている両国共同の消費者センターでは、来所、電話、eメールによる相談を両国語で受け付けている。約7割の相談がインターネット取引関連で、そのうち特に多い苦情が「運輸・旅行」と「商品購入」だという (両方で7割近く)。

また、青少年向けの消費者教育プロジェクトなど、両国共同開催の行事も盛んである。

*1 日本には、消費者庁越境消費者センターがある。
<http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>

*2 <http://www.cec-zev.eu/index.php?id=1727>